平成21年度水田農業構造改革交付金の実施方針

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1 地域協議会助成事業分のうち産地確立事業分と新需給調整システム定着交付金助成事業分の融通

(単位:円)

	新需給調整システム ステム 対金助成 の 前年度 の 繰越	国からの提示額	融通額	融通後の額(a)
地域協議会助成 事業分のうち産		1,810,471,000	324,587,704	2,135,058,704
地確立事業分			うち前年度分 33,450,704	うち前年度分 33,450,704
新需給調整シス テム定着交付金	33,450,704	291,137,000	324,587,704	0
助成事業分			うち前年度分 33,450,704	うち前年度分 0
うち前年度交 付留保分	0			0
合 計	33,450,704	2,101,608,000		2,135,058,704

2 水田農業構造改革交付金以外の収入

(単位:円)

X	分	地域協議会助成事業 に充てるもの(b)	新需給調整システム定着交付 金助成事業に充てるもの(c)	合 計	備考
	-	-	-	-	-

- 3 地域協議会助成事業分の交付金の地域水田農業推進協議会への配分方針
 - (1) 基本的な配分の考え方

産地確立事業

「平成19~21年度までは一定額を助成する」とした第2ステージ当初の方針に基づき、原則、各地域協議会において、平成19年度と同規模の予算になるよう配分する。

その上で、助成対象面積が増加した地域においても従来の助成単価が維持できるよう、平成20年度における生産調整拡大面積に応じた上乗せ配分を行う。

稲作構造改革促進事業

一般部分については、平成19年度実施方針で示した後年度の配分のとおり、全地域協議会一律に対19年産比76%程度で配分する。

配慮分については、各地域協議会の平成20年度の生産調整の達成度合いに応じて配分する。

担い手集積加算事業

平成19年度実施方針で示した後年度の配分のとおり、全地域協議会一律に対19年産比66%程度で配分する。

(2) 具体的な配分の方法

産地確立事業

- ア 平成19年度「基礎枠」「新制度枠」と同額を配分する。
- イ 地域協議会の事務等経費追加分として160,000円(複数市町村を範囲とする地域協議会にあっては320,000円)を配分する。
- ウ 生産調整拡大面積(地域水田農業活性化緊急対策の契約区分毎の実施面積)に、 次の単価を乗じた金額を配分する。

長期生産調整実施契約(19年度生産調整実施者) 10 a 当たり13,000円 長期生産調整実施契約(19年度生産調整非実施者)10 a 当たり9,000円 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約 10 a 当たり20,000円

ウについては、水田等有効活用促進対策の非対象作物に対する支援や、水田農業の構造改革の更なる推進等が円滑に行われるよう配慮したものである。

上乗せ配分として位置づけるイ及びウについては、平成20年度の生産調整実績(減額報告の数値)を考慮する。

稲作構造改革促進事業

一般部分については、国から示された531,419千円(19年度比76%、20年度比85%)を、平成19年度の各地域協議会への一般部分の配分比で按分する。

配慮分については、地域協議会毎の判定値を算出し、全県に占める地域協議会のシェアで国から示された100,081千円(19年度比57%、20年度比73%)を按分する。

配慮分の判定値

- ・ 平成20年度減額報告で減額のなかった地域協議会 平成19年度の配慮分配分額
- ・ 平成20年度減額報告で減額のあった地域協議会

平成19年度の配慮分配分額×(1-減額率) (1円未満を四捨五入)

減額率 = 水稲作付面積の計 - 作付確定面積の計 作付確定面積の計

減額率は小数第6位を切り捨てる。

水稲作付面積の計、生産数量目標の面積換算値の計は平成20年度減額報告の数値とする。

担い手集積加算事業

国から示された82,391千円(19年度比66%、20年度比55%)を、平成19年度の各地域協議会への担い手集積加算部分の配分比で按分する。

< 19~21年産の稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の財源の配分>

	19年産	20年産	2 1 年産
一般部分	697,573千円	622,049千円	531,419千円
(A)			
配慮分	174,156千円	138,002千円	100,081千円
(B)			
基本部分	871,729千円	760,051千円	631,500千円
(A)+(B)			
担い手集積	124,616千円	150,363千円	82,391千円
加算部分(C)			
合 計	996,345千円	910,414千円	713,891千円
(A)+(B)+(C)			

(3) 地域協議会助成事業分の配分額 次表のとおり

- 4 新需給調整システム定着交付金の活用方針 全額を地域協議会助成事業に融通する。
- 5 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入等の算出方法
 - (1) 基準収入の算出方法及び算出額

ア 算出方法

基準収入の算出は、福島県の前年産までの最近5か年における各年産の10アール当たり稲作収入について、最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。

(ア)各年産の10アール当たり稲作収入

各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に福島県の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。

ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、福島県で101以上の場合は、福島県の各年産の10アール当たり平年収量とする。

(イ)米穀の60キログラム当たりの販売価格

米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・ 価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る 業務規程に規定する通年取引、期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては 基本取引とする。以下同じ。)、定期注文取引及び特定取引(平成17年以前産 米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。) のうち早場米を 対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた福島県産の産地 品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引、期別取引、定期注文 取引及び早期米取引が行われた福島県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産につ いては、当該2銘柄とする。) について、センターが公表した入札取引された各 銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあっては当該 包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。) を年産を通して入札回ごとの落 札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数 量で加重平均した価格(通年取引、期別取引、定期注文取引及び早期米取引が行 われた福島県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあっては当該1銘柄につい ての年産平均価格とする。)とする。ただし、前年産については、生産年の翌年 3月末日までの通年取引、期別取引、定期注文取引及び早期米取引に基づいた年 産平均価格及び落札数量とする。

なお、算出した基準収入が5月に公表される福島県における水田経営所得安定 対策の米穀に係る収入減少影響緩和交付金の標準的収入額と異なる場合は、いず れか低い方を福島県の基準収入とする。

イ 算出額

10アール当たり135,894円

(2) 当年産収入の算出方法

当年産収入は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、上記(1)のアの(ア)及び(イ)に準じて算出するものとする。

(3) 当年産および前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引、定期注文取引及び早期米取引が行われた全産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。

ただし、当年産において福島県に係る産地品種銘柄の落札価格及び落札数量がない場合、福島県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に次の算定式により算出される係数を乗じて得られる価格を使用するものとする。

当年産の産地品種銘柄の年産平均価格を当年産の各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格

係数 = -

前年産の全産地品種銘柄の年産平均価格を前年産の各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格

- (4) 地域協議会は、客観的なデータがあり、かつ、以下のすべての要件を満たす場合に限り、(1)から(2)に定める基準収入及び当年産収入に代えて、当該地域独自の基準収入及び当年産収入を設定することができるものとする。
 - ア 算出した基準収入が当該地域における水田経営所得安定対策の米穀に係る収入減 少影響緩和交付金の標準的収入額と異なる場合は、いずれか低い方を当該地域協議 会の基準収入とする。
 - イ 対策期間中、特定の年産価格の水準で据え置かないこと。
 - ウ 集荷円滑化対策が発動された場合における当該地域の平年収量が公表されている こと。
- (5) 端数の処理

各年産の10アール当たり稲作収入、米穀の60キログラム当たりの販売価格、基準収入及び当年産収入については、1円未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理するものとする。

6 需要量に関する情報

(単位:kg)

国からの都道府県への需要量	都道府県が通知した市町村別の需要量	
に関する情報	に関する情報の計	
365,000,000	364,833,234	

- 7 水田農業構造改革対策における平成21年度の見直し方針等
 - (1) 著しく高い助成単価を設定している地域協議会への指導方針

産地確立交付金の助成単価については、その使途と共に地域協議会が決定するものであり、地域振興作物の作付けや担い手の支援等メリハリを付けた活用が望まれるところである。

その一方で、著しく高い助成単価は、過度に助成金に依存する生産構造を作り出す恐れがあり、また、助成対象者が特定範囲に偏った活用策に対しては、助成金活用の公平性の観点からも検討を重ねる必要がある。

以上のことから、産地確立交付金(作物作付面積払い)について、基本助成(作付助成)及び加算助成(担い手、団地化、利用権設定、作業受委託等への上乗せ助成)の、助成額合計の上限額を1作物・10 a 当たり85,000円(県内地域協議会の前年度最高単価平均額56,213円/10aの約1.5倍)と設定する。

ただし、今年度については、上限額設定により前年対比で急激に支援が弱まり、担い手組織の経営等に支障が出ることがないよう、経過措置として上限額を次のとおりとし、県推進会議は産地確立計画の承認手続きにおいて各使途の内容、単価、効果が適切かを審査すると共に、この額を超える使途(の組み合わせ)は認めない。

なお、新規作物への取組みや新規就農者の支援等一時的に多額の助成が必要な場合はこの限りではない。

- ア 平成20年度(単価調整前)助成単価計が100,000円を超える場合
 - 平成21年度上限額:1作物・10a当たり100,000円
- イ 平成20年度(単価調整前)助成単価計が85,000円を超え100,000円以下の場合 平成21年度上限額:平成20年度の(単価調整前)助成単価計と同額
- (2) 調整水田等不作付地に対する助成除外に係る地域協議会への指導方針

不作付地は原則、助成対象外ではあるが、平成23年度を助成最終年度として計画 的に削減することも可能とされたところである。

これを受けて、県推進会議は産地確立計画承認の手続きの中で、平成21年度以降、 不作付地に対する助成の新設は認めないこととする。

ただし、平成20年度に不作付地に対する助成を実施していた場合は、地域の生産調整を円滑に推進しつつ、段階的に不作付地解消に向かうよう、次の2つを満たす場合に限り、不作付地に対する助成の継続を認めるものとする。

- ア 21年度助成単価を20年度助成単価(単価調整前)の8割以下に設定する。
- イ 2 1 年度助成対象見込面積を 2 0 年度実績面積未満に設定する。
- (3) 水田等有効活用促進交付金等との調整
 - ア 食料自給力向上緊急生産拡大事業又は水田等有効活用促進対策事業の助成対象と なった水田については、産地確立交付金の重複交付を原則認めない。
 - イ 次に該当する水田等有効活用促進対策事業の助成水田がある場合は、産地確立計 画書において所要の金額を「計画的繰越額」として計上するものとする。
 - (ア) 既存作物からの乗換(地域協議会長が認めた作付転換)
 - (イ) 地域水田農業活性化緊急対策からの切替
- (4) 平成20年度末繰越額の活用策

平成20年度末の活用残額(産地づくり事業、産地づくり特別加算事業)については、次の内容にのみ活用できるものとする。

なお、ア~ウの場合は、産地確立計画書において別途使途を設定するなどの方法で、 繰越額を含んでいることを明確にするとともに、予算の流用や単価調整の規定に必要 な制限を設けること。

- ア 「水田等有効活用促進対策の助成対象作物」以外の転作作物新規作付を支援する 使途の財源
- イ 平成20年度計画と比較して対象面積等の伸びが予想される使途への追加的財源 (助成単価は前年度以下である必要有り。)
- ウ 新対策に関連した事務増加に伴う掛り増し経費分の協議会運営費